

## むつ市議会第209回定例会会議録 第1号

### 議事日程 第1号

平成23年8月26日（金曜日）午前10時開会・開議

#### ◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

#### 【議案一括上程、提案理由説明】

第4 議案第24号 むつ市市民歌制定委員会条例

第5 議案第25号 むつ市駅前広場条例

第6 議案第26号 むつ市営業研温泉露天風呂条例の一部を改正する条例

第7 議案第27号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例

第8 議案第28号 財産の取得について

（むつ市消防団川内消防団第6分団、大畑消防団第10分団及び協野沢消防団第7分団配備の小型動力ポンプ付積載車3台を老朽化に伴い更新するためのもの）

第9 議案第29号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第10 議案第30号 平成23年度むつ市一般会計補正予算

第11 議案第31号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

第12 議案第32号 平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第13 議案第33号 平成22年度むつ市一般会計歳入歳出決算

第14 議案第34号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

第15 議案第35号 平成22年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算

第16 議案第36号 平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第17 議案第37号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算

第18 議案第38号 平成22年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算

第19 議案第39号 平成22年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算

第20 議案第40号 平成22年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

第21 議案第41号 平成22年度むつ市水道事業会計決算

第22 報告第27号 平成22年度むつ市一般会計継続費精算報告書

第23 報告第28号 平成22年度むつ市健全化判断比率について

第24 報告第29号 平成22年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

|     |    |     |     |    |    |
|-----|----|-----|-----|----|----|
| 1番  | 鎌田 | ちよ子 | 2番  | 上路 | 徳昭 |
| 4番  | 工藤 | 孝夫  | 5番  | 横垣 | 成年 |
| 6番  | 澤藤 | 一雄  | 7番  | 石田 | 勝弘 |
| 8番  | 新谷 | 功   | 9番  | 目時 | 睦男 |
| 10番 | 野呂 | 泰喜  | 11番 | 馬場 | 重利 |
| 12番 | 岡崎 | 健吾  | 13番 | 山本 | 留義 |
| 14番 | 千賀 | 武由  | 15番 | 白井 | 二郎 |
| 16番 | 大瀧 | 次男  | 17番 | 富岡 | 修  |
| 19番 | 半田 | 義秋  | 20番 | 川端 | 一義 |
| 21番 | 高田 | 正俊  | 22番 | 山崎 | 隆一 |
| 23番 | 浅利 | 竹二郎 | 24番 | 村川 | 壽司 |
| 25番 | 中村 | 正志  | 26番 | 菊池 | 広志 |
| 27番 | 斉藤 | 孝昭  | 28番 | 富岡 | 幸夫 |

欠席議員（1人）

|     |     |    |
|-----|-----|----|
| 18番 | 佐々木 | 隆徳 |
|-----|-----|----|

説明のため出席した者

|                       |    |     |                                   |     |    |
|-----------------------|----|-----|-----------------------------------|-----|----|
| 市長                    | 宮下 | 順一郎 | 副市長                               | 野戸谷 | 秀樹 |
| 教員会長                  | 高瀬 | 厚太郎 | 教育長                               | 遠島  | 進  |
| 公営企業者<br>管理委員会<br>委員長 | 遠藤 | 雪夫  | 代監査委員<br>農委員会<br>委員長              | 小川  | 照久 |
| 総務政策部長                | 伊藤 | 道郎  | 財務部長                              | 下山  | 益雄 |
| 民生部長                  | 奥川 | 清次郎 | 保健福祉部長                            | 松尾  | 秀一 |
| 経済部長                  | 中嶋 | 達朗  | 建設部長                              | 山本  | 伸一 |
| 川内庁舎長                 | 布施 | 恒夫  | 大畑庁舎長                             | 若松  | 通  |
| 協野沢<br>庁舎所長           | 高坂 | 浩二  | 会管総政理出<br>納室<br>計者務部<br>理事室<br>部長 | 大橋  | 誠  |

|                 |        |       |      |
|-----------------|--------|-------|------|
| 選舉管理委員會<br>事務局長 | 成田晴光   | 監事    | 石田武男 |
| 農務局長            | 手間本富士雄 | 委員    | 齋藤秀人 |
| 企業局長<br>營水部長    | 齊藤鐘司   | 局長    | 岩崎金藏 |
| 總政推進            | 花山俊春   | 務部災監  | 石野了  |
| 民政推進            | 竹山清信   | 策整    | 猪口和則 |
| 建設推進            | 鏡谷晃    | 務進    | 柳谷孝志 |
| 總政總括            | 野藤賀範   | 財政推   | 高橋聖  |
| 總政防課            | 工藤初男   | 民副市入課 | 氏家剛  |
| 民環境課            | 金浜盛雄   | 生理一   | 加藤博  |
| 民市入總括           | 樋山政之   | 務課    | 鷺岳彰丸 |
| 民市入總括           | 加藤昭弘   | 總政總   | 栗橋恒平 |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 事務局局長 | 須藤徹哉 | 次長   | 澤谷松夫 |
| 總括主幹  | 濱田賢一 | 主任主査 | 石田隆司 |
| 主任    | 村口   |      |      |

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

### ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（富岡幸夫） ただいまからむつ市議会第209回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、全国市議会議長会基地協議会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日この後、むつ運動公園野球場の放射性物質について及び脇野沢赤坂地区における不法投棄について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

○議長（富岡幸夫） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、9番目時睦男議員及び23番浅利竹二郎議員を指名いたします。

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの22日間と決定いたしました。

## ◎日程第3 行政報告

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） まず、むつ運動公園野球場から放射性物質が検出されたことにつきまして、去る8月1日開会のむつ市議会第147回臨時会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

むつ運動公園の調査・分析につきましては、さきの行政報告以降も引き続き野球場以外の施設について、測定ポイントを拡大して実施してまいりましたが、財団法人日本分析センターむつ分析科学研究所より、去る8月22日にその結果をご報告

いただいたところであります。

その所見によりますと、1つ目として、空間放射線量率については、1時間当たり0.03マイクロシーベルトから0.05マイクロシーベルトであり、日本全国における空間放射線量率の範囲内であることを確認いたしました。

2つ目として、土壌の測定結果は、児童公園芝生部分の土壌試料からセシウム137を1キログラム当たり4.9ベクレル検出いたしました。他の地点で採取した土壌試料からは放射性セシウム等の人工放射性核種は検出されなかった。なお、検出されたセシウム137の濃度は、日本全国における表層土壌中のセシウム137の濃度の範囲内であることを確認したというものであり、今回の調査ではセシウム137のほかに人工放射性核種は検出されておらず、野球場の混合土及び張り芝に含まれていたセシウム134が検出されなかったということは、野球場からの飛散の影響はないものと判断しております。

また、詳細なデータを把握するために市が独自に行いましたむつ運動公園内及びその周辺34カ所の空間放射線量率の測定結果につきましては、1時間当たり0.02マイクロシーベルトから0.06マイクロシーベルトでありました。

次に、住民説明会についてであります。7月28日の開催を初めとして、8月11日までの間、地区説明会5回と全体説明会1回の計6回開催いたしましたところ、合計で93名の皆様のご参加をいただいたところであります。

説明会においては、放射性物質が混入した経緯、健康への影響、市民への周知、今後の方針等についてのご質問がありました。

これに対しまして、土・芝の搬入から市民の皆様へ周知するまでの経緯、調査・分析結果から健康影響面では問題とならないこと及び汚染された土・芝を撤去する方針であることをお答えすると

ともに、ホームページなどの広報により、情報の透明性を確保するための対策などについてご説明申し上げたところであります。

今後につきましては、周辺環境への監視体制を継続してまいりますとともに、撤去に向け、国等の動向を注視しながら、専門家との協議を交え、慎重に対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、去る6月7日開会のむつ市議会第208回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

去る5月11日に実施いたしました環境調査についてであります。脇野沢赤坂地区不法投棄現場浸出水について、浮遊物質量が排水基準を超過しておりました。これ以外の調査項目については、環境基準または排水基準に適合しておりました。

次に、6月7日に実施しております環境調査についてであります。脇野沢赤坂地区不法投棄現場浸出水について、溶解性鉄含有量が排水基準を超過しておりました。これ以外のダイオキシン類も含めた調査項目では、環境基準または排水基準に適合しておりました。

次に、7月5日に実施しております環境調査についてであります。すべての調査地点において、環境基準または排水基準に適合しておりました。

今後につきましては、継続して調査を行い、経過を観察してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告につきましては、担当部長から報告いたします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 公害対策に関するこのうち民生部が所管しております事項についてご報告申し上げます。

まず、公害の発生状況についてであります、6月7日に開会されましたむつ市議会第208回定例会以降8月25日現在まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お配りいたしました河川等水質検査資料のとおりであります、資料1ページの環境基準水域類型指定河川であります川内川、大畑川、田名部川及び小荒川につきましては、すべての河川において基準値を満たしております。

次に、資料2ページのその他の河川の水質測定結果についてであります、これらの河川につきましては、特に環境基準の定めはありませんが、環境基準の水域類型指定河川の基準値と比較いたしますと、小松野川のBOD、明神川のBOとBOD、正津川のpHの値が基準値を満たしておりませんでした。他の河川は、いずれも基準値を満たしております。

次に、資料3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排水の水質測定結果につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値以下でありました。

次に、資料4ページのアツギ東北株式会社むつ事業所の排水の水質測定結果につきましては、すべての項目において基準値以下でありました。

以上で公害の発生状況、河川の水質検査についての報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） それでは、続きまして放射性廃棄物保管施設における安全対策について、前回平成23年6月7日の報告以降の経過をご報告申し上げます。

立入調査につきましては、平成23年8月8日に青森県及び青森県漁業協同組合連合会とともに独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発

センターむつ事務所への定期立入調査を実施しております。調査結果につきましては、資料のとおり、燃料廃棄物取扱棟及び保管建屋における放射性廃棄物の保管状況に異常は認められませんでした。

続きまして、交通問題対策について、平成23年6月7日の報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、JR東日本大湊線問題についてであります、強風による運休等の状況につきましては、平成23年5月から7月までの3カ月間では、規制日数は2日、遅延本数はゼロ本、運休本数は18本でございました。そのほか、6月23日発生地震の影響によりまして、遅延が2本ございました。

次に、要望活動につきましては、去る7月26日に開催されました平成24年度の青森県への重点要望説明会におきまして、下北総合開発期成同盟会として強風対策及び東北新幹線全線開業に伴う大湊線の利便性の向上について県に対し支援を要望しております。

また、去る7月11日、JR東日本盛岡支社において、青森県鉄道整備促進期成会、青森県及び青森県議会の合同による要望が行われ、副市長が出席しております。この中で大湊線の拡充及び利便性向上を図るため、新青森駅から下北方面へのリレー列車の整備、リゾートトレインの運行の充実、防風柵の設置等恒久的な強風対策の実施、運休時等における速やかな代替輸送の確保と周知、青森方面、八戸方面への直通列車の増便等について要望しております。

次に、2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてであります、去る7月26日に開催された平成24年度の青森県への重点要望説明会において、下北総合開発期成同盟会として下北半島縦貫道路の建設促進、国道279号の国直轄移管について要望しております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、むつ運動公園野球場の放射性物質についての報告に対する質疑を行います。次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対する質疑を行います。次に、公害対策に関する報告の部分、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。その後、交通問題対策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を行います。

まず、むつ運動公園野球場の放射性物質についての報告に対し、質疑ありませんか。4番工藤孝夫議員。

○4番（工藤孝夫） 何点かお尋ねをいたします。

この問題については、その後いろいろ市民の皆さんから私も聞かれているところでもあります。

そこで1点目に、専門家との協議を交えて対処していくということでもありますけれども、この専門家との協議は始まっているのかどうか、まずここからお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 専門家との協議ということでございましたが、既に弁護士とお会いいたしまして、今回の事例を申し上げまして、協議を申し上げているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） 次に、土、芝の搬入、あるいはまた今後撤去するということがありますけれども、これにかかわって市がこうむった、言ってみれば損害金、この件で国と東京電力の責任、これはどうなっているのか、その見通しについてお尋

ねいたします。

また、事業者の責任はないのかあるのか、この点もお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） まず責任というほうから、ちょっと順番は違いますが、その辺につきましても、先ほどお話しいたしました専門家と十分に話し合い、協議をしていきたいというふうに考えております。

また、この損害ということにつきましては、今月中ごろになるかと思いますが、国のほうでその補償の範囲に関する考え方というものを出示しておりますので、その中には運動公園の野球場の土をどうするかと、そういう細部には触れておりません。その辺につきましては、まだ今後中間報告以外にさまざまな考え方、法制化がされることと多分なると思いますので、その辺のところは十分に見きわめてまいりたいというふうに考えております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） 国と東京電力、それから事業者の責任、これらについても細部についてはこれから十分見きわめていくということですが、いつになったらめどがつくのかというようなことで、市民の中からもそういうもどかしさというのか、そういう質問を受けるのです。ですからこの点は、見通しは今のところはこうだとか、大体いつごろになればこうなるだとか、そういう部分をやっぱり示していくべきではないかというふうに私は考えるわけですが、当局方の考え方をお示し願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） ただいまのお尋ねについては、めどを示したらどうかというようなことでございますが、確かに私どもにとりましても、

そのめどは示したいというような気持ちは一緒に  
ございます。ただ、例えば基準ということを考え  
ますと、まだまだ国はこの基準というものを示し  
てございません。我々行政といたしましては、そ  
の辺のところも十分見きわめたうえで、仮にそれ  
を仮置きする場所はどこかとか、さまざまなハー  
ドルがあるわけでございますので、あくまでも国  
の基準、考え方をそしゃくいたしまして、その結  
果何が最善なのか、その辺のところを見きわめて  
いきたいと、現在はそのような状況でございます。

○議長(富岡幸夫) ほかに質疑ありませんか。25番  
中村正志議員。

○25番(中村正志) 何点か質疑をさせていただき  
ます。多少重複する部分もあるかと思いますが、  
よろしくお聞きしたいと思えます。

まず、前回の報告から今回までの間に、撤去に  
向けて内部的なものでも構いませんし、外部的な  
ものでも構いませんが、何らかの進展があるのか  
ないのか、まずお聞きしたいと思えます。

また、前回は話題になりましたけれども、撤去  
処分費用についてであります。国や企業に負担を  
求めていくということでございましたが、この放  
射線の量が基準値内ということで、それも難しい  
のかなというふうな感じも私は受けております  
が、最終的には基準値内ということなので、自治  
体で行ってくださいというふうな方向も打ち出さ  
れる可能性も残されておりますので、国や企業に  
負担を求めたとしても、それがかなわなかった場  
合、むつ市として腹を決めて費用負担をするとい  
う覚悟があるのかどうかお聞きしたいと思いま  
す。

また、国の動向はまだまだ全然定まっておま  
せんが、今の状況ですと、本当に決まるのがいつ  
になるかわからない状態でございます。このまま  
ずるずるとこのような状態が続くというのは非常  
に悪いと思えます。そこで、そのような国の状態

が決まらない中であっても、例えばこの処理につ  
いて、どの時点で市として決断をするのか。国の  
あれがわかるまでずっと待つのか、そうではなく、  
ある程度の時点で決断をして市の責任で行うのか  
ということについてもお聞きしたいと思えます。

市長はどこかの場面で、来年の夏くらいには使  
用したいというふうな発言をしていたと記憶して  
おりますが、それを考えたときに、やはり国の動  
向が決まらなくてもどこかの時点で決断をしなく  
てはいけないと思えますので、その点についてお  
聞きしたいと思えます。

○議長(富岡幸夫) 市長。

○市長(宮下順一郎) 状況が整うというふうな前  
提になるわけでございますけれども、それはある  
説明会の場所だったかと思えますけれども、来年  
のオープニングというふうなことは目指してい  
きたいと思っております。しかしながら、これは状  
況次第というふうなことでございます。中村議員  
ご承知のとおり、国の方向づけがまだなされてい  
ません。日々報道によって非常に変わってくる  
というふうな状況でありますので、またその補償、  
賠償と、そういうふうなものもまだフローティ  
ングな部分が非常に多うございますので、それら  
をしっかり見きわめながら対応していかなければ  
いけない事案であると、このように思っております。  
市としては、全量撤去というふうな部分、この部  
分については、やはりその方向で進めなければ安  
心感を持ってもらえないだろうというふうな思  
いは現在のところ引き続き持っている状況でござ  
います。

その余につきましては、担当からお答えいたし  
ます。

○議長(富岡幸夫) 民生部長。

○民生部長(奥川清次郎) 進展ということでござ  
いますが、事務的には、行政的には、うちのほう  
は前回に引き続き調査を進めてまいりました。そ



の結果が告示の資料でございますが、前回の行政報告では32カ所ということで調査地点を告示しましたが、現在ではポイント数で68カ所、全体で、放射線のみ測定を68カ所、そして放射能測定を14カ所という形で拡大をしてございます。国等の法制化とかそういうものの進展については、まだ全く情報を得ていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） 国のほうがいつになるかわかりませんが、一日も早くあの場所を使用したいと思っております。そのときに例えば国、企業が費用負担をしないとなった場合、市長が、それだったらむつ市が独自でやるとも判断するのであれば、私は市長のその決断を支持したいと思いますし、ぜひともずるずると続くことのないような形で取り組んでいただきたい、このように思います。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 1点だけお伺いいたします。

この件に関して、私は前回、国だとか事業者にいろいろ申し入れをするべきだということを言ったのですが、市長としてこの件に関して、国とかに陳情とかをされたものでしょうか。ちょっとお聞きいたしたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国への陳情は行っておりません。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） なぜ行わないのでしょうか。こういう市民がかなり不安を持っている事案については、国としてきちんと早く対処してほしいということを、真っ先に東京に行って国に地元の声を届けるべきだと、それがやっぱり首長の最大の役目でないかなと思うのですが。今までやっていな

いという過去を責めるつもりはありませんが、これからまだまだ解決しなくてはいけない問題ですから、やっぱりきちんと国のほうに陳情するべきだと思いますけれども、この1点に関してでも、その市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 直接の陳情は行っておりませんが、県なり、それ以外のさまざまなルートを通じまして、要望、我々の悩み、そういうふうなものをお伝えしております。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） いや、そのルートをちょっともう少し詳しく教えてもらいたいのですが、本当に機敏に動いてもらいたいのです、市長として、やはりこういう問題を早く解決してほしいから、野球場を使いたいのですから。ですから、どういうルートで動くのか、もうちょっと具体的に教えていただきたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） さまざまなルートということでお答えをさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。9番目時睦男議員。

○9番（目時睦男） 1点だけお尋ねをしたいのですが、この国の基準等々、撤去の具体的な方針が出ない中では野球場の使用はできないという理解をするわけです。その中で、実は野球場の運営というか、その中で野球協会等々経済的な部分についても既に影響が出ているという状況があるわけでありまして。例えば中学校の東北大会、予定をしておいたわけでありまして、このような事態から他に場所を移さざるを得ない。最終的な決断の時期というか、判断の時期を先ほどの市長答弁の中で来年の春というようなことで……違いましたか。来年の野球場の使用等々を含めて、それぞれの大会等について誘致なりそういう開催地を決定

するのは、既にもう秋以降というか、これから進んでいくかと思うのです。そういう点も考えたときに、この使用のめどというか、使用が再開できるめどという部分について、撤去と具体的に重なるわけではありますが、そういう点について考えた場合には、現段階から明示をして、具体的なそれぞれの関係者が誘致に動けるような状況というか、そういう点について示す必要があるかと思うのですが、その点についての考え方についてお聞きをしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 例えば使用する予定であった中体連とか、各軟式野球協会とか、そういう協会です。予定しておりました大会がございました。その団体に対しては、事前に事情をお話して、幸いにもむつ市の場合は合併した旧町村の中に、例えば大畑であり、川内に相当グレードの高い球場がございますので、そちらのほうで開催をお願いしてございます。

ただ、来年度以降の大会の誘致ということにつきましては、市長先ほど申し上げましたとおり、あくまでも条件が整って、ハードルを越えた段階でないと示せないと思います。現段階で示す条件がない状態の中で、いつごろとか、来年のいつオープンするとか、そういうようなものも含めて、まだまだ示せる状況にはないということでございます。若干市長も触れましたけれども、もちろん思いというものはございますが、それは思いは思いとして、やはり事務的にその条件をきちんと詰めた段階でないとなかなか示せない。示すこと自体が無責任な発言ということになりますので、その辺のところはご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（目時睦男） 臨時会の質疑の中でも申し上げ

げておりましたが、いずれにしても市長の答弁の中でもありましたように、全量撤去を前提にして、この事案について考えていると、こういう姿勢を示しております。そういう面では、先ほどの部長の答弁等々含めて国がまだ基準を示していない。こういう状況の中で、具体的な施策というか、対策までいき切らないでいるというのが現状であるというお話であるわけであります。

いずれ私は、要望ではありますが、全量撤去という安全安心を前提にしてそのような方針を立てたとすれば、国の基準なり補償の関係は、今後の中で国なり事業者等との兼ね合いが出てくるにしても、撤去という部分について先にやっていって、できるだけ早く使用再開できるような条件をつくり出していくということを要望しておきたいと思えます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。11番馬場重利議員。

○11番（馬場重利） 前回は申し上げましたが、市長が撤去するという結論を出しているわけですから、撤去に向けて撤去をどうするかと、仮置き場をどこにするかと。これを先にしないと、政府の、国の動向を見きわめていたら、これは来年もできるかどうかかわからないでしょう。政府のガイドラインがきのうわかったようですけれども、これだって学校と公園を優先しましょうと、こうなっている。野球場までいくのはいつまでかかるかわからない。そういう状況を待っていたら、私は来年も使用できないのではないかと思います。これは、賠償については後からやる話で、賠償決まってからというわけにもいかないし、これはまず撤去するというのを決断したら、どこを仮置き場として決めるかと、これをまずやらないと、それからいかないと、これも何カ月かすれば雪降ってくるわけですから、来年の夏ごろとは

言わず、来年の春からでも使用させるような形に努力するということを決断してください、むしろ。撤去を決断だけではだめなのです、これ。いずれ撤去いたしますではだめなのです。答弁。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 議員お尋ねの内容は、基準を待っているのかと、基準を待っていては撤去に時間がかかるのではないかということだろうと思うのですが、今申しております基準と申しますのは、もちろん現在むつ運動公園の野球場の中に敷かれております土の基準が何ベクレルだとだめなのか、そういうものもそうですけれども、決して撤去の基準を待っているわけではないのです。例えば仮置き場、どんな形で仮置き場に置けるのか。仮置き場に置いた場合、それはそのまま仮でなくて、例えば最終処分場の中に未来永劫処分できるものなのか、その辺のところを現在確認しているという状況でございます。ですから、基準が撤去するための条件になっているということではございません。議員おっしゃいましたとおり、現在のところは、その仮置き場の確保のために内部、事務的に詰めているところでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（馬場重利） 数値の基準を私は言っているのではないのです。国がどう、そういった汚染された土壌なり、あるいは瓦れきさえも仮置き場がまだ決まっていないところがいっぱいあります。そういう状況ですから、それらを待っていたのではいつになるかわからないよということを言っているのです。

汚染された、汚染の度合いは人体に直接影響するものではないとしながらも、これは不安を持たれば困るから撤去しますという決断をしたわけでしょう、市長が。それは私支持しますけれども、決めたら、やっぱりこれは仮置き場と今部長が言

いましたけれども、きのうの政府のガイドラインもありますけれども、例えば遮水シートを敷いてとか、覆土しろとか、ブロックで囲えとかというふうなことがあるわけです。そういうことをしたにしても、やっぱりそれをまず先にやるのだと。これこれの賠償を請求するのだということもその後についてくるわけでしょう。土壌は何トンあるのですか。トラックに何台分あるの。芝生もどれくらいあるのですか。それによって、どれくらいのスペースが出るのかということだってわかると思いますけれども、わかっていたら教えてください。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 撤去の量ということでございますが、全体でおおむね2,000立米ぐらいになるのではないかというふうに見積もってございます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（馬場重利） 数量がわかれば、大体どれくらいと、何トントラックで何台ということが出てくるわけでしょうから、そうしますとどれくらいの用地面積が必要だということが出てくると思いますので、まずはこの市内でそれを確保できる場所を探すことを優先していただきたいと。私言っているのは、もう政府がどうこうしましょうという結論が出てからでは、何年かかるかわかりませんよと今の状況では、そういうことを心配して申し上げているのです。よろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 馬場議員のご発言の趣旨、重々しっかりと受けとめさせていただきたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄について

ての報告に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

次は、公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。26番菊池広志議員。

○26番(菊池広志) この調査報告、私も議会に入りましてずっと聞いているわけでございますけれども、これもう何回、何年調査報告をされてきたのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長(富岡幸夫) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) 何年というようなことですけれども、大分前から、これは原子力船「むつ」の段階から船の中に積み込まれている低レベルの液体廃棄物とか、そういう部分の調査等もたしか含まれているはずです。そして、回数ですけれども、これは今手元にある資料、ナンバー161となっておりますので、ただこの番号についてはどの段階が1なのかというのは、ちょっと今の段階では確認できませんけれども。

以上でございます。

○議長(富岡幸夫) 26番。

○26番(菊池広志) これは独立行政法人日本原子力研究開発機構というような部分が保管しているわけでございますけれども、そのたびに報告されております。この間、前回の議会の中で放射性廃棄物の低レベルに関して、8,000ベクレル以下のものに関しては投棄は可能とされるような状況に

あるというふうなお話をいただいたのですけれども、どうなのでしょう、これは独立行政法人日本原子力研究開発機構も含めた考え方で、そのような8,000ベクレル以下のものであれば、例えば低レベルの放射性廃棄物のドラム缶、もう投棄できるような状態になっているわけです。それも数としても494本、148本というような形で、投棄をしようと思えば投棄できると。また、単位としても8,000ベクレルというような単位ではないというように私は考えておりましたが、もしその点で独立行政法人日本原子力研究開発機構のほうと協議をして、では今この時期に、低レベルであるから一緒に投棄してもできるのではないかというような話し合いはされたのでしょうか。それとも、そのような話し合いを持とうという意識はあるのかないのかお聞きいたしたいと思います。

○議長(富岡幸夫) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) ただいま議員お話ししたような相談というものは、全くしておりません。

この施設のほうに保管されております低レベル放射性廃棄物につきましては、原子炉等規制法の43条のほうに原子炉の廃止に伴う措置というような部分で、廃止措置計画をつくって、それに基づいて保管しなさいというようなことがございます。原子力第1船原子炉に係る廃止措置計画、これによりますと、この廃棄物につきましては、今後原子炉室一括撤去物及び保管建屋、燃料廃棄物取扱棟、機材・排水管理棟のそれぞれの管理区域内の機器の解体撤去を行い、各建屋の管理区域及び周辺監視区域の解除と全放射性廃棄物の搬出をもって終了とし、法令に基づく廃止措置の終了の確認を受けるというようなことになっております。

ただ、この原子炉室一括撤去物等の解体ということにつきましては、研究施設等の廃棄物、これ

は発電所とか、そういうものと、この独立行政法人日本原子力研究開発機構の部分というのはちょっと違うというようなことですので、研究施設等の廃棄物の埋設処分施設、これはまだ現在決まっておりますけれども、その施設が操業して廃棄物の受け入れを確認した後に、その一括撤去物等の解体に取りかかるというようなことで、計画によりますと、その解体が始まりますと、約7年で廃止措置が終了するというようなことになっております。ですから、現在保管されております低レベルの黄色ドラム缶とかそういう部分の廃棄物につきましては、この廃止措置の計画の中で動いていくというようなことで、今すぐどこかに持って行って廃棄するというようなことはございません。

○議長（富岡幸夫） 26番。

○26番（菊池広志） その話は、私も前に話したときにそういう話も聞きました。確かに違うものであります。しかしながら、現在の私たちが扱っているといいますか、この低レベルのものに関しては、例えば原子力船の外側のほうの部分の洗った液体とか、それから原子炉そのものの部分をふいた布とかというのではなく、その近くにある本当の低レベルのものを、例えば布を扱ったり、それから液体であればドラム缶のほうに入れているというようなことであって、今の原子力発電所の事故による高いレベルのものではないと、非常に低いものであるというようなものは確認されておるわけでございます。ましてやこれは日本原子力研究開発機構というような名称がついております。原子力のことに関しての研究所なのですよね。その部分で考えると、私どもがもう何十年もこれ管理してきているわけでございますけれども、やはりその部分の中で、今部長が話しされたとおりの、確かに違う分野のものであるというようなことは私もわかるわけでございますけれども、ただそれ

を今後何十年もまたそうやって管理していくというようなことであれば、やはりその部分で、今大きな措置として、原子力発電所事故による瓦れきにしてみても、もう比べものにならないほどの低レベルなのです、うちのほうにあるものは。

だから、その部分をやはり独立行政法人日本原子力研究開発機構と協議しながら、その部分の中でこれくらいの低レベルのものであれば、もう投棄するにもドラム缶にきちんと入れて、密封されて、外に出ないような状況というのはもうつくられているわけでございますので、やはりその辺の話し合いをするつもりはないのか。全く違うものであるから、これは違うというようなことでなく、やはり今後むつ市が何十年もこれからも管理していかなければならないというようなことであれば、今がその部分を取り除くチャンスというような、このような話し方、チャンスというようなことではございませんけれども、その部分で協議するべきものではないかなと考えますが、市長のご所見をお願いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど菊池広志議員ご指摘のこの低レベルの200リットル黄色ドラム缶494本を初め、これらの低レベルの部分につきましては、管理をしているのが独立行政法人日本原子力研究開発機構のほうでありまして、むつ市としては法に基づいて報告を受けて議会のほうにお示しをさせていただいているというふうなことでございます。これは、先ほど来お話しのとおり、廃炉の計画と、要するに原子力船「むつ」の原子炉が、まだ本体が関根浜のあのむつ科学技術館の中にあるわけでございます。これらをしっかりとした対応をして廃炉計画を立てていくと。将来的に、これは多分10年ではきかないと思います。20年先、30年先の中で、あの部分をしっかりとクリアランスなものにしていくというふうな計画が進められている

と、これは伺っております。そういうふうなことで、管理監督について、この部分については独立行政法人日本原子力研究開発機構のほうで行っているわけでございますので、それに対して、地元自治体に対して報告をなされているという状況であります。

この部分において、独立行政法人日本原子力研究開発機構の今度は存在というふうなこともかかわってくるわけでございますので、その部分につきましては、十分その正確な情報を私どもはお伝えをしてもらって、そして議会のほう、そして市民の皆様方に、これをオープンな形で報告をしていくというふうなのが我々自治体の立場、役割であると、このように認識しておりますので、この部分でご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。  
次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。  
次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。  
次に、報告以外の交通問題対策に関することについて質疑ありませんか。25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 報道でもございましたし、昨日配布されました市政だよりも1ページ使って載ってありましたけれども、下北半島縦貫道路の未着手区間でありますむつ市一横浜町の間約20キロメートル区間につきまして、整備のあり方などについてP I、パブリックインボルブメント

を導入して検討を進めてきて、その結果同区間は自動車専用道路による全線バイパス整備での概略計画が決定しましたというふうなことが示されております。

そこで、まず今回決まった内容につきましては、今までむつ市なり下北総合開発期成同盟会なりが要望してきた内容と合致するものなのかどうか、これが1点です。

そしてもう一つ、この概略計画が決定したことによって、これだけでかた市政だよりも載っているのだから、普通に考えれば、ああ、進むのだなというふうな感じを受けるのでありますが、この概略計画が決定したことによって、その整備区間への格上げというふうな道筋は現在として見えているのでしょうか。

2点お伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、下北総合開発期成同盟会の要望と合致するものかというふうなことでございますけれども、当然我々の下北総合開発期成同盟会が期待している形の中で道路の部分、全線バイパス化というふうなことで自動車専用道路というふうな形で示されたわけですので、これは非常に歓迎をいたしておるところでございます。

さらに、進んだなというふうな形、進むのかどうかというふうなことに対しましては、県のほうからこのパブリックインボルブメントの説明を受けた際に、私どももこれまでの下北半島縦貫道路の要望の内容を、3.11震災後、非常に大きな役割、さまざまな切り口で攻めてきたわけでございますけれども、避難道路的な、避難道路としての存在というふうな役割というふうなものが非常に大きくなったわけでございますので、これに集中的に取り組んでもらうべく要望活動をこれからも展開していかなければいけないと、このように思っております。

その意味からして、これまでの要望の内容をもう少し厚目にしていかなければいけない、避難道路、そういうふうな部分で、この下北総合開発期成同盟会一致して取り組む必要があると思いますし、さらに今7市町村長会議、原子力災害に対しましての、この部分での担当者の課長会議もやっておりますけれども、その中でもそういうふうな形で道路に対する要望というふうなのがまとまりつつあるというふうな報告がありますので、その動きを見まして、これはもう下北半島挙げて、こぞって強い要望活動をもっともっと展開していかなければいけないと、このように思っております。幾らかでも進めていかなければいけないという決意を今抱いているところであります。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 概略計画決定イコール整備かというようなことでございますけれども、確かにそういうふうに思われる方も多いかと思えます。ただし、これまでも下北半島縦貫道路の整備につきましては、まず初めに調査区間に指定されると、そして環境影響評価等の調査等を行った後に整備区間に格上げされて整備に移っていくというような手順になっております。

今回の概略計画の決定ということにつきましては、これがイコール調査区間あるいは整備区間の決定ということではございませんので、その手順はこれからまた踏んでいかなければならないものでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4～日程第24 議案一括上程、

## 提案理由説明

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第4 議案第24号 むつ市市民歌制定委員会条例から日程第24 報告第29号 平成22年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてまでの21件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました18議案3報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第24号 むつ市市民歌制定委員会条例についてであります。本案は、未来へ向けた市の新たな象徴として、市民の一体感を醸成し、郷土への愛着が深まるような市民歌を制定するため、委員会を設置するものであります。

次に、議案第25号 むつ市駅前広場条例についてであります。本案は、下北駅及び大湊駅における駅前交通の円滑化を確保し、利用者の利便性の向上を図るものでありまして、駅前広場を設置し、管理するためのものであります。

次に、議案第26号 むつ市営業研温泉露天風呂条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、市営業研温泉露天風呂の管理運営に指定管理者制度を導入するため、所要の条文整備をするものであります。

次に、議案第27号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、排水設備工事責任技術者に係る試験及び更新講習を実施する団体の名称変更に伴い、条文整備をするものであります。

次に、議案第28号 財産の取得についてであります。本案は、むつ市消防団川内消防団第6分団、大畑消防団第10分団及び脇野沢消防団第7分

団に配備している小型動力ポンプ付積載車について、老朽化が著しいことから車両を更新するためのものであります。

次に、議案第29号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本議案は、本年12月31日をもって任期が満了となります坪二三子氏を推薦するため提案するものであります。

次に、議案第30号 平成23年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、8億2,270万9,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は357億2,803万6,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費では、電気自動車用急速充電器設置事業に係る負担金及び前年度決算剰余金を積み立てるための財政調整基金積立金を増額しておりますほか、むつ市市民歌の制定に要する経費、市民協働・参画を具体的に推進するメールモニター制度の導入に要する経費及び下北半島と青森市を結ぶ離島航路の運航に係る補助金を計上しております。

民生費には、小規模福祉施設におけるスプリンクラーの設置に対する補助金を計上しております。

農林水産業費には、東北地方太平洋沖地震による津波の被害を受けたさけ稚魚海中飼育施設の復旧支援緊急事業に対する補助金を計上しておりますほか、分収造林売払収入に係る分収金、林業振興の推進を図るための下北地方森林組合に対する出資金及び森林施業集約化を促進する森林整備地域活動支援交付金事業費を計上しております。

教育費には、国指定の重要文化財であります旧大湊水源地水道施設の保存及び修復に要する調査費を計上しております。

諸支出金には、木野部・赤川地区簡易水道施設改良事業に係る出資金を計上しております。

災害復旧費には、東北地方太平洋沖地震による津波の被害を受けた関根漁港第3西防波堤の復旧事業費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を、市債には各事業との関連において借入見込額を、繰越金には前年度決算に伴う繰越金を計上しておりますほか、補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩ししております。

また、むつ市市民歌制定業務委託料及び住民情報基幹システムの更新に伴う保健情報システム再構築業務委託料について、債務負担行為を設定しております。

次に、議案第31号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。本議案は、住民情報基幹システムの更新に伴う次期共同電算システム対応事業費及び前年度の療養給付費等国庫負担金の精算に伴う償還金として、9,817万8,000円を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は81億2,341万2,000円となります。

また、保健情報システム再構築業務委託料に係る本会計負担分について、債務負担行為を設定しております。

次に、議案第32号 平成23年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。本議案は、前年度の介護給付費負担金の精算に伴い、基金積立金並びに国、県及び支払基金への返還金として、3,153万4,000円を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は51億4,660万5,000円となります。

次に、議案第33号 平成22年度むつ市一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は379億6,507万3,347円で、これに対する歳出総額は374億6,494万2,359円となり、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額を加えた実質収支では4



億2,161万7,282円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は全額を翌年度に繰り越し、財政調整基金に積み立てることとしております。

これにより、平成10年度に赤字決算となって以来、「赤字解消計画」に基づき、職員人件費の削減、内部経費の節減、事務事業の見直し等の行財政改革に積極的に取り組み、財源の効率的な活用に努めてきた結果、13年ぶりに黒字決算に転換し、計画を1年先行して赤字解消を達成することができたところであります。

市民の皆様を初め、議員各位のご理解とご協力に改めて感謝申し上げる次第であります。

当市におきましては、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱であることから、一たん悪化した財政状況を好転させることが至難のわざであることは、13年という年月が証明するところでありますが、このような状況下にあっても、市民サービスには最大限の配慮をしながら、全庁一丸となった地道な努力の積み重ねによるところが計画目標達成の大きな要因であったものと認識いたしております。

今後の見通しにつきましては、東日本大震災に伴う国及び地方財政への影響、平成27年度から始まる地方交付税の段階的減少等により、厳しい財政運営が見込まれるところでありますが、堅実かつ持続可能な財政運営を第一義としながら、「ネクスト50」へのさらなる飛躍を目指すとともに、市民協働のまちづくりの実現に向けて、鋭意努力してまいり所存でありますので、市民の皆様及び議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、議案第34号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は73億6,399万2,107円で、これに対する歳出総額は78億6,535万7,713円となり、事故繰越し繰越額を加えた実質収支では5億156万

5,106円の不足額を生じた決算となっております。この不足額は、平成23年度の歳入を繰上充用することにより措置しております。

次に、議案第35号 平成22年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、ともに529万6,196円となっております。

本会計につきましては、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の実施に伴い、平成19年度分までの老人医療給付費等について対応するためのものでありましたが、診療報酬の請求に係る有効期間が終了したことから平成22年度をもって廃止しております。

次に、議案第36号 平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は4億3,933万2,061円で、これに対する歳出総額は4億3,493万9,161円となり、歳入歳出差し引き439万2,900円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

次に、議案第37号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、ともに14億4,606万1,761円となっております。

次に、議案第38号 平成22年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、ともに777万598円となっております。

次に、議案第39号 平成22年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は48億7,849万5,230円で、これに対する歳出総額は48億7,767万4,066円となり、歳入歳出差し引き82万1,164円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財政調整基金に積み立てしております。

次に、議案第40号 平成22年度むつ市魚市場事

業特別会計歳入歳出決算についてであります、歳入総額は629万2,783円で、これに対する歳出総額は423万3,985円となり、歳入歳出差し引き205万8,798円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を地方卸売市場大畑町魚市場基金に積み立てしております。

次に、議案第41号 平成22年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります、水道事業収益は16億3,417万6,426円で、水道事業費用は14億9,260万2,636円となり、消費税及び地方消費税を除いた収支では1億2,703万9,360円の純利益を生じた決算となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります、資本的収入額は企業債、一般会計負担金等で2億8,814万2,900円となり、資本的支出額は建設改良費及び企業債償還金で9億5,686万3,585円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億6,872万685円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしております。

次に、主な事業内容についてであります、上水道整備事業で13路線及び配水管整備事業で5路線の布設替え等を実施しておりますほか、その他の建設改良事業においてむつ市上水道管理センター内装改修工事等を行っております。

次に、報告第27号 平成22年度むつ市一般会計継続費精算報告書についてであります、これは平成21年度から実施しておりました第三田名部小学校建設事業及び第一川内小学校建設事業が平成22年度で完了しましたので、報告するものであります。

次に、報告第28号 平成22年度むつ市健全化判断比率について及び報告第29号 平成22年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてであります、これらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見をつけて

報告するものであります。

以上をもちまして、上程されました18議案3報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで、提案理由の説明を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。8月29日から9月2日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、8月29日から9月2日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、8月27日、28日及び9月3日、4日は休日のため休会とし、9月5日は議案質疑、委員会付託、一部採決、決算審査特別委員会設置及び付託、決算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時09分 散会